

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	健康福祉部 高齢介護課 認定・保険料係	
不利益処分名	自己の故意の犯罪行為等により要介護状態等になった場合の給付制限	
根 拠 法 令	介護保険法	
根 拠 条 項	第64条	
連 絡 先	(電話 621-5582)	
処 分 基 準	基 準 第64条 市町村は、自己の故意の犯罪行為若しくは重大な過失により、又は正当な理由なしに介護給付等対象サービスの利用若しくは居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費に係る住宅改修の実施に関する指示に従わないことにより、要介護状態等若しくはその原因となった事故を生じさせ、又は要介護状態等の程度を増進させた被保険者の当該要介護状態等については、これを支給事由とする介護給付等は、その全部又は一部を行わないことができる。	
	参 考 事 項	介護保険制度の解説（発行所：㈱社会保険研究所）
	設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成30年 4月 1日最終変更）